

みなとみらい2 1 中央地区における地区施設一時占用に関する協議指針

制 定 令和2年4月1日 都み2 1 第 887 号（局長決裁）

最近改定 令和5年3月22日 都横み第 1419 号（局長決裁）

1 目的

みなとみらい2 1 中央地区では、みなとみらい2 1 中央地区地区計画（以下「地区計画」という。）において主として歩行の用に供する空地を地区施設として位置づけ、安全で快適な歩行者空間のネットワークを形成することを定めている。

この指針は、「地区計画の区域内における地区施設等の維持管理に関する取扱い（以下「取扱い」という。）」（平成31年4月1日制定）に基づき、みなとみらい2 1 中央地区における地区の賑わい創出等につなげる取組を行う場合の一時占用に関する協議指針を定めるものとする。

2 対象とする地区施設

主として歩行の用に供する青空・非青空の空地で、現況幅員が原則4 mを超えるものとする。ただし、現況幅員が4 m以下のものについて、代替通路の確保等の措置を講じる場合は、この限りでない。

3 占用可能な範囲

地区施設の一時的占用は、通行の用に供する部分として最低限必要な幅員を確保したうえで行うものとする（最低限必要な幅員は、原則として図1に示すとおりとする。）。ただし、代替通路の確保等の措置を講じる場合等、一般歩行者の通行の安全上支障がないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。

4 占用行為

(1) 占用行為は次のいずれかとする。

- ア 広告物、プランター等の設置行為
- イ 芸術の鑑賞等公衆のレクリエーションに寄与する行為
- ウ 地区のにぎわい創出に寄与する行為
- エ 建設又は管理行為
- オ その他公共公益的行為

(2) 前号アに掲げる地区施設内の広告物、プランター等の設置行為については、関係法令等による他、次の全てに該当するものとする。

- ア 位置、形状、色彩、意匠その他設置方法が、良好な景観及び風致を害するおそれのないものであること
- イ 広告物、プランター等の設置により地区施設の機能を阻害しないこと
- ウ 適切な維持・管理を行うこと
- エ 容易に移動が可能なものであること

5 占用期間

広告物、プランター等の設置行為及び建設又は管理行為を除き、1年間の全行為の延べ日数について180日以内とする。

ただし、地域の活性化や課題解決に特に寄与するとともに、周辺の街並みに配慮され、美観及び風致を害するおそれがないと市長が認める行為で、次に掲げるいずれかの条件を満たすものはこの限りでない。この場合、事業に必要な範囲で期間を設定することができるが、当該期間が1年を超える場合、1年以内ごとに市長にその旨を届け出なければならない。

- ア 地区計画の区域を含むエリア全体のマネジメントに貢献していると認められる団体が取り組むもの
- イ 民間団体が横浜市と連携して取り組むもの
- ウ 横浜市が実施主体となって取り組むもの
- エ 複数施設がエリア全体の賑わいづくりのために連携して取り組むもの

6 協議の手続き

- (1) 取扱い第4条に定める協議は、占用行為を行う前に、あらかじめ都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課と行うものとする。
- (2) 都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課と協議を行ったうえで施設ごとに運用計画を定め、当該運用計画の範囲内で占用行為を行う場合は、前号によらず、対象年度内の一時占用の予定について届出を行い、対象年度末に実績を報告することをもって取扱い第4条に定める協議に代えることができる。
- (3) 運用計画には、一時占用の指針、占用場所、安全対策等を明示するものとする。
- (4) 運用計画に基づいて占用行為を行う場合は地区施設の機能や周囲の環境等を阻害することのないよう責任をもって適切な運用を図るものとする。

附 則

この協議指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日都横み第58号)

この協議指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日都横み第1419号)

この協議指針は、令和5年4月1日から施行する。